

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	41 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	33 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	42 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	31 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 4 月までの期間及び 52 年 7 月から 53 年 3 月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から同年 4 月まで
② 昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月まで

私は、結婚した昭和 50 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、その後、転居の都度、国民年金の住所変更手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人に係る国民年金被保険者台帳（以下「特殊台帳」という。）によると、申立期間①のうち、昭和 51 年 4 月の国民年金保険料の納付欄には納付したことを示す「納」の印が無く、未納であることを示す空欄となっているにもかかわらず、同年度における納付月数の欄は「12」と記載されており、申立期間①に係る行政側の記録管理に不適切な点が認められる。

また、申立期間①の直前の昭和 50 年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料は、申立人の所持する領収証書によると、同年 12 月 23 日に A 金融機関 B 支店の口座から口座振替により納付されていることが確認できる。加えて、申立期間①における住所は、申立人の所持する年金手帳によると、「変更後の住所」の記載欄に、当該期間中の 51 年 3 月 28 日を変更日として C 市から D 区への住所変更手続が行われていることが確認できる。これらのことから、申立期間①のうち、同年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は、申立人が転居する直前に口座振替により納付されたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①は 4 か月と短期間であり、その前後の期間の保険料は、申立人の所持する領収証書によると、現年度納付されていることが確認できる。

2 申立期間②については、申立人の当該期間に係る住所は、前述の特殊台帳によると、

申立期間②の直前の昭和 52 年 6 月 29 日を変更日としてD区からE市へ住所を変更した記載があり、また、同市の国民年金係は、「転入（変更）日以降の期間に係る保険料の納付書は、当市で発行されていたと思う。」と述べていることから、申立人に対して申立期間②に係る納付書が発行されていたものと推認できる。

さらに、申立期間②の直後の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間に係る保険料は、申立人が所持する領収証書によると、同年 3 月 3 日に納付されていることが確認できることから、申立期間②の保険料は、当該保険料の納付の時点においては、納付することが可能である。

加えて、申立期間②は9か月と短期間であり、申立人は、オンライン記録によると、申立期間①及び②を除き国民年金の加入期間における保険料を全て納付していることが確認できる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から同年12月まで
② 平成元年4月から同年6月まで

私の昭和62年7月から63年7月までの期間に係る国民年金保険料は、当該保険料を納付してから15年以上経過した平成15年3月に、昭和62年7月から63年3月までの期間の保険料が重複納付であり、また、同年4月から同年7月までの期間の保険料が厚生年金保険の加入期間であったことから過誤納であることが判明したとして、両期間に係る保険料が還付された。重複納付又は過誤納となる保険料を納付した時点においては、申立期間①は未納であったので、当該期間に充当することができたはずである。

また、申立期間②は、納付書が送られてきていたので、私は、母に納付書を渡し、母が納付したはずである。

重複納付又は過誤納とされた保険料が申立期間①に充当されず未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、記号番号Aと記号番号Bの二つの番号が払い出されていることが確認できる。記号番号Aは、C市に係る国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間①直前の昭和61年3月に、申立人の実家があるC市において払い出されていることが確認でき、また、記号番号Bは、オンライン記録によると、申立期間②より後の平成元年8月頃に、申立人が当時住んでいたD区において払い出されていることが推認できる。
- 2 申立期間②については、申立人の記号番号Bは、前述のとおり平成元年8月頃に払い出されていることから、申立期間②の国民年金保険料は、当該記号番号により現年度納付することが可能である。

また、申立期間②は3か月と短期間であり、記号番号Bが払い出された平成元年8月の時点において納付することが可能であった昭和62年7月以降の加入期間に係る保険料は、申立期間②を除き全て納付されていることが確認できる。さらに、申立人が平成元年7月に婚姻するまでの期間に係る保険料を全て納付したとする申立人の母親は、「送られてきた納付書の保険料は全て納めた。」と述べている。これらのことを踏まえると、申立人が婚姻する直前の期間である申立期間②の保険料については、納付されていたと考えるのが自然である。

- 3 申立期間①については、申立人の記号番号Aは、前述のとおり、C市に係る国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和61年3月に払い出されていることが確認でき、また、オンライン記録によると、記号番号Aにより、申立人の62年4月から63年3月までの期間に係る保険料が62年10月に、63年4月から同年7月までの期間に係る保険料が同年7月にそれぞれ納付されていることが確認できる。一方で、オンライン記録によると、前述の記号番号Bにより、62年7月から63年3月までの期間に係る保険料が平成元年8月以降に納付されていることが推認できる。また、記号番号Aと記号番号Bに係る納付記録が15年3月に統合された結果、昭和62年7月から63年3月までの期間に係る保険料が記号番号Aと記号番号Bにより重複して納付されていることが判明し、さらに、63年4月から同年7月までの期間に係る保険料が厚生年金保険の加入期間と重複していたため、記号番号Aにより納付された当該期間に係る国民年金保険料の過誤納が判明した。このため、重複納付期間である62年7月から63年3月までの期間に係る保険料及び厚生年金保険との重複期間である同年4月から同年7月までの期間に係る保険料は、平成15年5月1日付けで還付されたものであり、申立人は、当該期間に係る保険料を納付した時点においては、申立期間①の保険料は未納であったから当該還付金を申立期間①の保険料に充当すべきであると主張している。

しかしながら、前述のとおり、記号番号Bにより重複納付された申立人の昭和62年7月から63年3月までの期間に係る保険料は、時効期限である平成元年8月以降に納付されているものと推認され、申立期間①は、当該納付の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間であることから、当該期間の保険料に重複納付された保険料を充当することはできない。

また、厚生年金保険の加入期間との重複期間である昭和63年4月から同年7月までの保険料は、前述のとおり、オンライン記録によると、記号番号Aにより同年7月に納付されていることが確認でき、申立期間①の一部は、当該保険料の納付時点においては、重複期間に係る保険料を充当することは可能な期間である。しかし、オンライン記録によると、記号番号Aにおいて平成元年4月に申立人について不在決定がされている上、申立人が国民年金と厚生年金保険との重複による資格記録の訂正を申し入れた状況も見当たらず、申立期間①は、当該不在決定の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間であることから、当該期間に厚生年金保険との重複期間に係る保険料を充当することはできない。なお、記号番号Aが記号番号B

に統合され、重複納付及び過誤納が判明した15年3月の時点において、申立期間①は、時効により保険料を納付することができない期間であることから、当該期間に重複納付及び過誤納とされた保険料を充当することはできない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年10月から45年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、夫婦で店を開業した昭和42年11月に、住民票の異動手続と一緒に夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。また、私は、夫婦二人の申立期間の国民年金保険料を金融機関の窓口で納期限までに納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、昭和42年11月頃に払い出されていることが推認でき、当該期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、国民年金保険料を納付することが可能な期間である上、3か月と短期間であり、オンライン記録によると、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであることが確認できる。

また、申立期間②の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化はうかがわれず、申立人が納付したとする保険料の納付金額及び納付方法は、申立期間②当時の保険料額とおおむね一致し、納付方法も符合することなどから、申立内容に不自然さは見られない。

2 申立期間①については、申立人の手帳記号番号は、前述のとおり、昭和42年11月頃に払い出されていることが推認できることから、当該期間の保険料を納付することは可能である。

しかしながら、申立人は、「夫婦二人の保険料は、区役所から送られてきた納付書で、金融機関の窓口で納付した。納付金額は、最初の頃は月額400円かそこらだった。」と述べているが、申立人が申立期間①当時に居住していたA区における保険料

の納付方法は、印紙検認によるものであり、申立人の述べている納付書による納付方法と相違し、また、申立人が述べている1か月当たりの保険料の納付金額は、申立期間①当時の保険料月額と相違している。

また、申立人の住所は、住民票によると、申立期間①の初めの昭和42年11月からA区とされていることが確認でき、申立人の姓は、戸籍によると、43年4月に婚姻により変更されていることが確認できるものの、同区が作成した国民年金被保険者名簿によると、45年2月に、旧姓から婚姻後の姓への国民年金の氏名変更手続きが行われていることが確認できる。これらのことから、申立人は、前述のとおり、夫婦で店を開店したとする42年11月頃に旧姓で手帳記号番号の払出しを受けてから当該氏名変更手続きが行われた45年2月までの間、国民年金の氏名変更手続き等を行わなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 12 月、54 年 1 月、同年 4 月、同年 5 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月から 53 年 5 月まで
② 昭和 53 年 12 月及び 54 年 1 月
③ 昭和 54 年 4 月及び同年 5 月
④ 昭和 54 年 8 月

私は、国民年金の加入手続を行い、送られてきた納付書で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④については、当該期間は 2 か月、2 か月及び 1 か月といずれも短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間前の昭和 53 年 5 月頃に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、当該期間前後の期間の保険料は現年度納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期に関する記憶は曖昧であるほか、申立人の上記手帳記号番号が払い出された時点では当該期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無い。

また、申立人は当該期間当時に年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年

12 月、54 年 1 月、同年 4 月、同年 5 月及び同年 8 月の国民年金保険料を納付していた
ものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から62年6月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料の申請免除をしていたが、昭和58年末に夫婦で話し合い、昭和59年度から夫婦二人の保険料を妻が納付することとした。

妻は、昭和59年4月に59年度の保険料を前納し、後日区役所から保険料を2年遡って納付することができるという電話があったので同年4月に58年度の保険料を遡って納付し、60年度及び61年度の保険料は前納した。その後の保険料は、口座振替で納付することにしたが、手続の行き違いからか62年4月から同年6月までの保険料が未納となったので、後から納付書で3か月分の保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和54年2月から店舗を経営し、開店当初は借入金返済のため、保険料を納付することが負担であったことから保険料の免除申請を行い、店舗を他区に移転した57年8月以降は業績が好転し、保険料を納付するめどが立ったので、58年末に夫婦で話し合い、59年度から夫婦二人の保険料を妻が納付することとし、具体的には59年度の保険料を前納した後、58年度分は遡って納付、60年度分と61年度分は前納、62年4月から同年6月までの保険料は63年1月に納付したと説明している。保険料の納付に関する動機及び経緯についての妻の説明内容は、申立期間直前の55年4月から58年3月までの3年間は保険料の申請免除期間であることがオンライン記録で確認できること、他区への転居を契機に店舗の経営が好転したとする区への転居時期は57年8月であることが戸籍の附票で確認できること、及び申立期間当初の58年から63年までの店舗の売上高は上昇し、堅調に推移していることが申立人夫婦が経営する店舗の収支内容を科目別・月別に記載した「月別総括集計表兼現金収支検算表」で確認できることなどから、その説明は合理的であると認められる。

また、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、保険料の納付場所、納付方法について具体的に説明しており、妻が納付したと説明する申立期間に係る各年度の保険料額は当時の夫婦二人分の金額とおおむね一致しているほか、夫婦二人とも申立期間直後から60歳に到達するまでの保険料を全て納付している。

さらに、申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの期間については、妻は上記収支検算表の59年3月欄の「事業主貸」欄に記載されている43万円のうち家計費8万円を除いた35万円から当該期間の保険料を納付したと説明しており、その内容は、35万円で上記両年度の保険料の金額を賄うことは可能であること、妻が当該期間の保険料を上記出金翌月の4月に納付したと説明していること、59年の月別の「事業主貸」欄の記載額は3月の43万円を除き大部分の月が8万円と記載されており、この8万円は家計費であったと推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から62年6月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料の申請免除をしていたが、昭和58年末に夫婦で話し合い、昭和59年度から夫婦二人の保険料を私が納付することとした。

私は、昭和59年4月に59年度の保険料を前納し、後日区役所から保険料を2年遡って納付できると電話があったので同年4月に58年度の保険料を遡って納付し、60年度及び61年度の保険料は前納した。その後の保険料は、口座振替で納付することにしたが、手続の行き違いからか62年4月から同年6月までの保険料が未納となったので、後から納付書で3か月分の保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和54年2月から店舗を経営し、開店当初は借入金返済のため、保険料を納付することが負担であったことから保険料の免除申請を行い、店舗を他区に移転した57年8月以降は業績が好転し、保険料を納付するめどが立ったので、58年末に夫婦で話し合い、59年度から夫婦二人の保険料を申立人が納付することとし、具体的には59年度の保険料を前納した後、58年度分は遡って納付、60年度分と61年度分は前納、62年4月から同年6月までの保険料は63年1月に納付したと説明している。保険料の納付に関する動機及び経緯についての申立人の説明内容は、申立期間直前の55年4月から58年3月までの3年間は保険料の申請免除期間であることがオンライン記録で確認できること、他区への転居を契機に店舗の経営が好転したとする区への転居時期は57年8月であることが戸籍の附票で確認できること、及び申立期間当初の58年から63年までの店舗の売上高は上昇し、堅調に推移していることが申立人夫婦が経営する店舗の収支内容を科目別・月別に記載した「月別総括集計表兼現金収支検算表」で確認できることなどから、その説明は合理的であると認められる。

また、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人は、保険料の納付場所、納付方法について具体的に説明しており、申立人が納付したと説明する申立期間に係る各年度の保険料額は当時の夫婦二人分の金額とおおむね一致しているほか、夫婦二人とも申立期間直後から60歳に到達するまでの保険料を全て納付している。

さらに、申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの期間については、申立人は上記収支検算表の59年3月欄の「事業主貸」欄に記載されている43万円のうち家計費8万円を除いた35万円から当該期間の保険料を納付したと説明しており、その内容は、35万円で上記両年度の保険料の金額を賄うことは可能であること、申立人が当該期間の保険料を上記出金翌月の4月に納付したと説明していること、59年の月別の「事業主貸」欄の記載額は3月の43万円を除き大部分の月が8万円と記載されており、この8万円は家計費であったと推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から 45 年 2 月まで
② 昭和 45 年 3 月及び同年 4 月
③ 昭和 45 年 5 月から 48 年 12 月まで

私の母は、私が学生だった 20 歳の時に国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を納付してくれていた。妻が昭和 50 年頃に区役所で厚生年金保険との重複納付について話したところ、職員から納付された保険料は返せないという説明を受けた。申立期間①及び③の保険料が還付済みとされていること、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料は母親が納付してくれていたと説明しており、当該期間を含む昭和 43 年 3 月から 45 年 4 月までの期間の保険料は、厚生年金保険加入による国民年金被保険者資格喪失を理由に 52 年 1 月に還付決定されていることが還付整理簿及び還付・充当・死亡一時金等リストで確認できるものの、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は 45 年 3 月 31 日であることから、当該期間は本来国民年金の強制加入被保険者となる期間であり、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が認められ、保険料が還付される前は納付済期間であったことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと考えるのが相当である。

しかしながら、申立期間①については、当該期間の保険料は上記のとおり厚生年金保険加入による国民年金被保険者資格喪失を理由に昭和 52 年 1 月に還付決定されていること、申立期間③については、当該期間の保険料は同理由により 49 年 4 月に還付決定されていることがいずれも還付整理簿で確認できる。これらの期間はともに厚生年金保険被保険者期間であり、上記の還付整理簿には、還付金額、還付決定日及び支払日等が明確に記載されており、当該期間の納付済み保険料が還付されていることについて不自然、

不合理な点は見られず、当該期間の保険料の還付処理自体を疑わせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月及び同年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から43年8月までの期間のうち、41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年1月から43年8月までの期間のうち24か月
私は、昭和41年1月から43年8月まで居住していた区の出張所において、国民年金保険料の納付は義務であると職員に言われ、2年分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年1月から43年8月まで居住していた区の出張所において、2年分の国民年金保険料として印紙のような薄い紙を24枚受け取ったことを記憶していると具体的に説明しており、申立人が保険料を納付したと説明する出張所は申立期間当時開設され、保険料の収納取扱い及び国民年金印紙の売りさばきを行っていたことが確認できるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間中の42年4月頃に払い出されており、この払出時点では41年4月から43年3月までの24か月分の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和41年1月から43年8月までの期間のうち、41年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成11年12月6日、資格喪失日に係る記録を同年12月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月6日から同年12月11日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与支給明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出があった給与支給明細書により、申立人は申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる報酬月額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る

届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 11 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年6月21日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月21日から同年8月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の申立人に係る給与支給表により、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間のうち、平成4年6月21日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支給表において確認できる保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成4年5月21日から同年6月21日までの期間について、上記のとおり、申立人がA社に勤務していたことは認められるものの、上記給与支給表によると、当該期間において給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の株式会社A社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和40年3月26日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月1日から40年3月26日まで
② 昭和40年4月から同年6月まで
③ 昭和40年6月から41年2月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。転勤はあったが、昭和40年3月25日に給与をもらって同社を辞めた記憶があるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、C社に勤務した申立期間②及びD社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録も無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社における複数の従業員の供述から、申立人が当該期間に同社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、A社B支店に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社同支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和38年11月1日と記録されているところ、39年10月の標準報酬月額の定時決定が記録されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、A社B支店において、申立人と同様、資格喪失後の昭和39年10月に標準報酬月額の定時決定が記録されている従業員が複数いることが確認できる。

さらに、A社の同僚は、昭和39年末に同社B支店から本社に転勤し、40年5月末に同社を退職したと供述しているところ、同社本社に係る事業所別被保険者名簿には当該同僚の名前は無く、同社B支店に係る上記被保険者名簿に資格喪失日が同年6月1日と

記載されていることが確認できることから、当該期間当時、同社では、B支店から本社に異動していた場合でも、B支店で継続して厚生年金保険に加入させていた者がいることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録について、社会保険事務所（当時）が適切な管理を行っていたとは認められず、申立人のA社B支店における資格喪失日を、同僚の回答及び申立人の供述により勤務が推認できる昭和40年3月26日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和38年10月及び39年10月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、C社に係る事業所別被保険者名簿により所在の確認できた従業員13名に照会したところ、3名が申立人を記憶していることから、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社に係る商業登記簿謄本により、同社は既に解散しており、事業主及び取締役である事業主の妻は既に死亡しているため、同社から申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社において、申立期間②当時、給与・社会保険事務を担当していた従業員は、同社における申立人の雇用形態や厚生年金保険の加入状況について不明としているため、当該従業員から申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿の健康保険証の番号に、欠番や遡って訂正処理した等の不自然な記録は見当たらない。

申立期間③について、D社に係る事業所別被保険者名簿により所在の確認できた従業員10名に照会したところ、3名が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記被保険者名簿によると、D社は、昭和40年12月29日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③のうち、同年12月29日から41年2月までの期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、D社の事業主は既に死亡しているため、事業主から申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、D社の元経理担当者は、申立人は、昭和40年8月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員より後に入社した記憶があり、申立人が入社した当時は同社の経営状況が悪く、厚生年金保険に加入させなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①から⑤までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月14日は9万6,000円、17年7月20日及び同年12月13日は40万円、18年7月12日及び同年12月13日は42万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月14日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月13日
④ 平成18年7月12日
⑤ 平成18年12月13日
⑥ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から④までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑤及び⑥に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間⑥に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「支給控除項目一覧表」、申立人から提出された「給与支給明細書」、「給与所得の源泉徴収票」及び「市民税・県民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）」並びに金融機関から提出された「取引推移一覧表」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び③に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成16年12月14日は9万6,000円、17年12月13日は40万円とすることが妥当である。

また、申立期間②及び④から⑥までに係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成17年7月20日は40万円、18年7月12日及び同年12月13日は42万円、19年7月14日は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②から④までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月13日は40万円、18年7月12日及び同年12月13日は42万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を44万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日
② 平成17年12月13日
③ 平成18年7月12日
④ 平成18年12月13日
⑤ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から③までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間④及び⑤に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間⑤に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「支給控除項目一覧表」、申立人から提出された「給与所得の源泉徴収票」、行政機関から提出された「給与支払報告書」及び金融機関から提出された「取引推移一覧表」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間②から⑤までにA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において推認できる保険料控除額から、40万円とすることが妥当である。

また、申立期間③から⑤までに係る標準報酬月額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、平成18年7月12日及び同年12月13日は42万円、19年7月14日は44万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、給与支給明細書等において推認できる賞与支給額に見合う標準賞与額（5万円）は、オンライン記録の標準賞与額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間②から④までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月13日は40万円、18年7月12日及び同年12月13日は42万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日
② 平成17年12月13日
③ 平成18年7月12日
④ 平成18年12月13日
⑤ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から③までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間④及び⑤に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間⑤に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間②から⑤までにA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、40万円とすることが妥当である。

また、申立期間③から⑤までに係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成18年7月12日及び同年12月13日は42万円、19年7月14日は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、給与支給明細書において確認できる賞与支給額に見合う標準賞与額（5万円）は、オンライン記録の標準賞与額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間①から③までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月13日は10万円、18年7月12日及び同年12月13日は40万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を42万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年7月12日
③ 平成18年12月13日
④ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①及び②に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。また、B社において、申立期間③及び④に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間④に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」並びに申立人から提出された「給与支給明細書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立

人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

また、申立期間②から④までに係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成18年7月12日及び同年12月13日は40万円、19年7月14日は42万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていないことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①から③までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月13日は10万円、18年7月12日及び同年12月13日は40万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年7月12日
③ 平成18年12月13日
④ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①及び②に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。また、B社において、申立期間③及び④に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間④に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を

受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

また、申立期間②から④までに係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成18年7月12日及び同年12月13日は40万円、19年7月14日は42万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていないことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①から③までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月13日は10万円、18年7月12日及び同年12月13日は40万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年7月12日
③ 平成18年12月13日
④ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①及び②に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。また、B社において、申立期間③及び④に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間④に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「支給控除項目一覧表」及び申立人から提出された「給与支給明細書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又は

B社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

また、申立期間②から④までに係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成18年7月12日及び同年12月13日は40万円、19年7月14日は42万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①から③までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月13日は10万円、18年7月12日及び同年12月13日は40万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年7月12日
③ 平成18年12月13日
④ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①及び②に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。また、B社において、申立期間③及び④に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間④に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「支給控除項目一覧表」及び申立人から提出された「給与支給明細書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又は

B社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

また、申立期間②から④までに係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成18年7月12日及び同年12月13日は40万円、19年7月14日は42万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていないことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①から③までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月13日は5万円、18年7月12日及び同年12月13日は40万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年7月12日
③ 平成18年12月13日
④ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①及び②に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。また、B社において、申立期間③及び④に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間④に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を

受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

また、申立期間②から④までに係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成18年7月12日及び同年12月13日は40万円、19年7月14日は42万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていないことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①から③までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月13日は3万円、18年7月12日及び同年12月13日は40万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年7月12日
③ 平成18年12月13日
④ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①及び②に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。また、B社において、申立期間③及び④に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間④に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を

受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

また、申立期間②から④までに係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成18年7月12日及び同年12月13日は40万円、19年7月14日は42万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていないことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ40万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月12日
② 平成18年12月13日
③ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。また、B社において、申立期間②及び③に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間③に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「支給控除項目一覧表」、申立人から提出された「給与支給明細書」及び「市民税・県民税納税証明書」並びに金融機関から提出された「取引明細表」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され

ていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までに係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、それぞれ 40 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ5万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月12日
② 平成18年12月13日
③ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。また、B社において、申立期間②及び③に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間③に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までに係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、それぞれ5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月12日は10万円、同年12月13日は40万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を42万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月12日
② 平成18年12月13日
③ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。また、B社において、申立期間②及び③に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間③に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認

められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までに係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成18年7月12日は10万円、同年12月13日は40万円、19年7月14日は42万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 57 年 6 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。グループ関連会社へ異動したことはあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された経歴台帳及び在職証明書により、申立人は申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録のある従業員 11 名に照会したところ、申立人と同日の昭和 57 年 4 月 1 日に入社した 7 名全員が、申立人は申立期間に同社に勤務していたと供述していることから判断すると、申立人は、同年 6 月 1 日付けで同社からB社に異動したと認められる。

さらに、A社の人事担当者は、申立人を申立期間も継続して雇用していたので、厚生年金保険料を控除していたと考えられると供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 57 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が雇用保険の離職日（昭和 57 年 5 月 20 日）の翌日であることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が昭和 57 年 5 月 21 日を資格喪失日と

して届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和41年5月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月27日から同年6月1日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間
は同社B事業所に転勤した時期であり、同社に継続して勤務していたことは確かな
ので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された「異動歴」から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社から同社B事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の異動日については、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同様に昭和41年5月27日に被保険者資格を喪失している者が76人確認でき、このうち申立人を含む3人を除く73人について、オンライン記録では、同日に同社のほかの事業所等において資格を取得し、被保険者記録が継続していることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和41年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成4年1月から5年9月までは14万2,000円、同年10月から同年12月までは15万円、6年1月から9年9月までは17万円、同年10月から14年9月までは18万円、同年10月から15年8月までは17万円、同年9月から18年5月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から18年6月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された源泉徴収票及びA社から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成4年1月から5年9月までは14万2,000円、同年10月から同年12月までは15万円、6年1月から9年9月までは17万円、同年10月から14年9月までは18万円、同年10月から15年8月までは17万円、同年9月から18年5月までは18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、上記源泉徴収票及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は上記源泉徴収票及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 53 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 53 万 6,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 55 万円であることから、53 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 46 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 46 万 8,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 48 万円であることから、46 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は9万7,000円、賞与額に見合う標準賞与額は10万円であることから、9万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 39 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 39 万円、賞与額に見合う標準賞与額は 40 万円であることから、39 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 78 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 78 万円、賞与額に見合う標準賞与額は 80 万円であることから、78 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 68 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 68 万 3,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 70 万円であることから、68 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 83 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 7 月度の賞与明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 83 万 9,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 86 万円であることから、83 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成12年7月から13年12月までは41万円、14年1月から15年12月までは38万円、16年1月から同年8月までは41万円、同年9月から17年12月までは30万円、18年1月から20年7月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月1日から20年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額になっていない。一部期間の給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成12年7月の随時改定により34万円から9万8,000円に引き下げられ、その後においても継続していることが確認できる。

しかしながら、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出のあった平成16年8月、17年12月の給与明細書及び12年から20年までの源泉徴収票並びにB市が保管する申立人に係る18年度から21年度までの市民税・県民税課税状況（以下併せて「給与明細書等」という。）において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成12年7月から13年12月までは41万円、14年1月から15年12月までは38万円、16年1月から同年8月までは41万円、同年9月から17年12月までは30万円、18年1月から20年7月までは26万円とすることが妥当である。

なお、オンライン記録の標準報酬月額と保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が一致していないことについては、年金事務所が保管する申立人が申立期間に勤務

したA社に係る平成13年度滞納処分票において、同社は12年頃から社会保険料の滞納があったことが確認できることなどを踏まえると、上記随時改定は、事業主が社会保険料の負担を軽減するため、実際の報酬月額より低い額を届け出ているものと推認できる。

一方、申立人は、A社の当時の代表取締役の妻の弟（義弟）であり、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の一部を含む平成6年2月28日から15年4月30日までの期間について、同社の取締役になっていることが確認できるものの、申立人の元同僚が、「申立人は、同社では得意先を回る営業の仕事を担当しており、社会保険等の事務は担当しておらず、当該事務手続は、代表取締役が行っていた。」旨の供述をしているほか、申立期間当時に同社の顧問をしていた社会保険労務士も、「同社における社会保険の事務手続は代表取締役を通じて行っていた。」旨の供述をしていることから、申立人は、同社において社会保険事務手続等に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間については、上記給与明細書等から認められる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が無いため、これを確認できないが、上記のとおり、給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から31年9月16日まで
② 昭和33年1月1日から34年6月1日まで

平成22年10月に年金事務所で記録の照会を行ったときに、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。

しかし、脱退手当金の手続をしたことや、もらった記憶も全く無いので、よく調査をして、覚えのない脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人が申立期間②に勤務したA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年2か月後の昭和35年8月12日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間にある被保険者期間及び申立期間②の後にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立期間①及び②並びに当該2回の未請求期間の厚生年金保険被保険者記号番号は全て同一番号で管理されている上、当該2回の未請求期間のうち、申立期間②の後に勤務した事業所は、申立期間②に係る事業所と同じA社であり、かつ、管轄する社会保険事務所（当時）も同一であることから、当該2回の未請求期間が存在することは、事務処理上不自然である。

さらに、申立人が、脱退手当金支給決定前の4回の被保険者期間のうち、申立期間②と同じ事業所で、申立期間②よりも支給日より近い被保険者期間を含む上記2回の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

加えて、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と相違して

いる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和47年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成11年4月1日から12年12月1日まで

A社（現在は、B社）所属で、番組制作の仕事でC法人に派遣社員として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給料明細書、同社からの給与振込金額が分かる預金通帳の写し及び労働者派遣契約書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年5月から同年7月までの期間及び同年11月の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成12年1月から同年4月までの期間及び同年8月から同年10月までの期間の標準報酬月額については、同年分給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料等の控除額から判断して、18万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成11年4月から同年12月までの期間について、申立人は、当該期間の保険料控除額を確認できる資料を提出していないが、当該期間については、申立人から提出のあった労働者派遣契約書により、12年1月から同年11月までの

期間と賃金条件が同一であることが確認できる上、預金通帳の写しにより、11年4月から同年12月までの期間の振込金額と12年1月以降の振込金額とがほぼ同額であることが確認できることから、11年4月から同年12月までの期間の厚生年金保険料控除額も12年1月以降と同額の1万5,347円と考えられる。したがって、11年4月から同年12月までの期間の標準報酬月額についても18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、給料明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、平成11年4月から12年11月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 22130 (事案 11856 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月17日から同年9月1日まで

A社（現在は、B社）には月額30万円の契約で入社し、昭和62年8月分の給与からも標準報酬月額30万円に基づく保険料が控除されているにもかかわらず、前回の申立てで認められなかったことには納得できないので、再調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについて、A社に勤務した前回の申立期間（昭和62年8月17日から63年1月1日まで）のうち、昭和62年8月については、オンライン記録の標準報酬月額が、給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額よりも高いことが確認できることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないとして、申立人に対して、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、報酬月額の基礎となる期間が1か月に満たない月においては、厚生年金保険法第22条第1項の規定に基づき、「月、週その他一定期間によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額」を報酬月額として、これに見合う標準報酬月額と保険料控除額に見合う標準報酬月額から、標準報酬月額を決定することが妥当であるところ、オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和62年8月17日であり、申立期間は報酬月額の基礎となる期間が1か月に満たない

月であることが確認できる。

申立人は、前回の申立てにおいて「私は月給30万円で契約した。」旨主張しており、B社の総務部長もこれを認めており、前述の厚生年金保険法第22条第1項の「被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額」は30万円であることから、申立人の昭和62年8月の報酬月額が30万円となり、これに見合う標準報酬月額が30万円である。

また、昭和62年8月の給与明細書において確認できる保険料控除額は1万8,600円であり、これに見合う標準報酬月額も30万円である。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、「被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額」及び給与明細書において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月1日から50年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合連合会における資格取得日に係る記録を48年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年8月から49年8月までは4万2,000円、同年9月から50年6月までは7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月1日から50年7月1日まで
厚生年金保険の適用がA組合連合会となっているB大学内の保育所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同保育所に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚二人及び従業員一人の回答並びにA組合連合会に加入しているB大学職員組合の回答により、申立人は昭和48年5月1日からB大学内の保育所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、B大学職員組合は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除したものと推測される。」旨供述している。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録は昭和48年10月1日からとなっていることが確認でき、申立人の記憶する入所日（昭和48年5月1日）と異なっていることについて、A組合連合会に資格期間があり、申立人と同じ保育士であった10人のうち7人に、自身のB大学内の保育所における入所日と厚生年金保険の資格取得日に2か月から8か月の空白期間があることが確認できる。

また、上記の保育士7人のうち4人は、雇用保険の資格取得日が、厚生年金保険の資格取得

日よりも遅いことが確認できる。当該4人のうち申立人の入所日及び雇用保険の資格取得日が最も近い従業員のA組合連合会における厚生年金保険の資格取得日は、当該従業員の入所日から約3か月後であることが確認できる。このため、申立人の同組合連合会における資格取得日は、申立人の入所日である昭和48年5月1日から3か月後の同年8月1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月1日から50年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人よりも1か月前にB大学内の保育所に入所し、申立人と同じ保育士であり、申立人と同様の経歴の従業員の標準報酬月額から、昭和48年8月から49年8月までは4万2,000円、同年9月から50年6月までは7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B大学職員組合は、「申立人に係る保険料を納付した可能性が極めて高い。」旨回答しているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年8月から50年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和48年5月1日から同年8月1日までの期間については、上記の保育士7人において、自身の記憶する入所日と厚生年金保険の資格取得日に2か月から8か月の空白期間があることが確認できることから、B大学内の保育所では入所と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、A組合連合会から回答が得られないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 28 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月1日から12年2月29日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、取締役ではあったが、実際には、社内で特に権限を与えられていない営業庶務の担当者であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成12年2月29日より後の同年3月6日付けで、28万円から9万2,000円に遡って訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の元事業主は、「当時、厚生年金保険料の滞納があり、その処理のため社会保険事務所の担当者の指導に従い、従業員の標準報酬月額の訂正に応じた。」旨供述している上、「当時、当社における社会保険手続処理関連業務及び経理事務を含む業務全般は事業主である自分が担当していた。」旨供述している。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成12年3月6日に同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員は、「申立人は、申立期間当時、同社では取締役であったが、営業部門の補助業務及び庶務の担当であり、厚生年金保険関係事務及び経理事務に関与する立場にはなかった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け

出た 28 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年10月1日から4年10月1日までの期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年6月11日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、厚生年金保険関係事務に関与する立場とは無関係の取締役営業部長であったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年10月から4年4月までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、53万円と記録されていたところ、同年5月2日付けで、3年10月に遡って20万円に訂正処理されている上、当該訂正処理が行われた当時、同社の複数の被保険者の標準報酬月額についても遡って訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、当該訂正処理について、A社の当時の代表者は既に死亡しており確認できない。

そこで、A社に係るオンライン記録から複数の元従業員に照会したところ、「同社は、代表者が経理、厚生年金保険等の手続の権限を持ち、申立人が厚生年金保険関係事務及び保険料経理事務に係る職務に関与していたことはないと思われる。申立期間には、厚生年金保険料の滞納、給料の未払いや支払遅延等も発生していた。もし、申立人の記録が遡及して訂正されているとしたら、保険料滞納で社会保険事務所の呼出しを受けていた元代表者が全て対応したと考えられる。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成4年5月2日付けで行われた厚生年金保険の標準報酬月額の訂正処理は事実在即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該訂

正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人に係る3年10月から4年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成4年10月から5年5月までの期間については、申立人の標準報酬月額は、当該訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成4年10月）において20万円と記録されているが、当該処理について、上記訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は当該期間に係る給与明細書等を保管していない旨供述しており、申立人の主張する標準報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和43年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については4万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月26日から同年10月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和39年5月5日から平成9年3月31日まで継続勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録、雇用保険の加入記録、C健康保険組合の加入記録及び申立人から提出された在籍証明書から、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、A社D支店のE営業所から同社本社に異動したとしているところ、同社同支店の同営業所に勤務していた複数の元従業員は、申立人は同社同支店の同営業所から同社本社に異動したとしており、同社同支店に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の後任者の被保険者資格取得日が昭和43年10月1日となっていることから、申立人の同社同支店の同営業所から同社本社への異動日は同日であったとするのが妥当である。

一方、上記被保険者名簿によると、申立人は昭和43年4月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年10月1日の標準報酬月額の定時決定が記録されていることが確認できる。当該定時決定の記録を前提とすると、申立人が同年4月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和43年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和43年3月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から49年12月まで

私の妻は、夫婦で店を開業した昭和42年11月に、住民票の異動手続と一緒に夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。また、妻は、夫婦二人の申立期間の国民年金保険料を金融機関の窓口で納期限までに納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区に係る国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が加入手続を行ったと主張する昭和42年11月ではなく、51年7月15日に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、「現在所持している年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は無い。」と述べていることなどから、申立期間当時において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、42年10月から49年3月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、保険料を遡って納付することが可能な期間であるものの、申立人の妻は、「保険料を遡って納付した記憶は無い。」と述べている。

さらに、申立人の妻は、「夫婦二人の保険料は、区役所から送られてきた納付書により、金融機関の窓口で納付した。」と述べているが、申立人が申立期間当時居住していたとするB区及びA区における保険料の納付方法は、昭和45年3月まで印紙検認によるものであることから、申立期間のうち、42年10月から45年3月までの期間においては、申立人の妻が述べている納付書による納付方法と相違している。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)が無い。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年12月までの期間及び62年4月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から50年12月まで
② 昭和62年4月から平成3年3月まで

私は、国民年金保険料を支払えなくなり保険料を免除してもらった期間もあったが、申立期間の保険料はきちんと納付してきたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区に係る国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間①より後の昭和51年10月に払い出されていることが確認できる。また、申立人が現在所持する年金手帳と一緒に区役所から送付されたとする「国民年金手帳送付について」の文書には、51年度における国民年金保険料の月額が記載されていることから、当該手帳が51年頃に申立人に対して送付されたものと推認できる。さらに、申立人は、「当該手帳以外に手帳を所持した記憶が無い。」と述べていることなどから、申立期間当時において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間①のうち、46年1月から49年6月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①のうち、昭和49年7月から50年12月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、保険料を過年度納付することができる期間であるものの、申立人は、「加入した当初において保険料をまとめて支払った記憶は無く、また、遡って納められると言われた記憶も無い。」と述べている。

申立期間②については、申立人は、「平成3年頃からは、生活が苦しくなったため保険料を納められなくなったが、それ以前はA区役所の本庁舎かB出張所で保険料を納めていた。」と述べているが、申立期間②における保険料の納付金額に関する記憶は曖昧

である。

なお、オンライン記録によると、申立期間②の直前である昭和 55 年 10 月から 62 年 3 月までの期間の申立人の保険料は申請免除とされているが、当該期間に係る申立人の夫の保険料は納付済みとされている。このことについて、申立人は、「家計が別々というわけではないが、二人分の保険料は払えなかった。」と述べていることなどから、申立人は申立期間②当時において経済的に厳しい状況にあったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間①は 60 か月、申立期間②は 48 か月とそれぞれ長期間となっており、当該期間を通じて行政側の記録の管理に不備が続くとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月から16年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月から16年12月まで

私は、申立期間当時、A区にあったB社で勤務しており、同社に入社する時に社長と面談を行い、「厚生年金保険の適用事業所ではないので、給与から国民年金保険料を納めておく。」と言われた。同社に入社したのは、平成11年12月に正社員となった1年か2年前であり、正社員となった11年12月当時はC市に住んでいたが、12年3月にD区に転居し、同区役所で私が国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、正社員となった平成11年12月当時はC市に住んでいたが、通勤が大変なため12年3月にD区に転居し、同区の区役所に行って自分で国民年金の加入手続を行った。」と主張している。

しかしながら、申立期間に係る国民年金手続上の住所については、オンライン記録によると、不在が確認されたことを示す「不在決定年月」が平成9年5月、所在が確認されたことを示す「不在判明年月」が18年9月とされており、申立期間は、国民年金の記録において申立人が不在被保険者とされていたことが確認できる。その上、18年9月20日付けで同年9月1日の厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより、国民年金の資格喪失年月日を同年9月1日、喪失理由を国民年金の第2号被保険者に該当したことに基づき、資格喪失手続が行われたことを示す「喪失届出」として、記録が追加されていることが確認できる。これらのことから、申立期間のうち、10年3月から16年7月までの期間は、記録が追加された18年9月の時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の住所は、戸籍の附票によると、申立期間の大部分を含む平成7年6月から15年12月まではC市とされ、同年同月からD区とされていることが確認できる。

これらのことから、申立期間のうち、国民年金保険料の収納事務が国に一元化される前の期間である10年3月から14年3月までの期間においては、D区から申立人に係る現年度の保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人は、「社長と、入社する時に『厚生年金保険の適用事業所ではないので、国民年金保険料は会社で納付する』という約束をした。」と述べているものの、申立人は、「会社に入社して以来、納付書を見た記憶は無く、会社に自分で納付書を持っていった記憶も無い。」と述べている。その上、B社は平成17年6月*日に解散しており、社長から当時の事情を聴取することができないため、申立期間の保険料の納付状況を確認することができない。また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、保険料の収納事務に係る電算化の進展により、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立人の当該期間に係る記録漏れや記録誤りが発生したとは考え難い。

加えて、B社及び申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、B社及び申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 20 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月

私は、大学を卒業後の平成 21 年 4 月から厚生年金保険適用事業所の会社に就職し、同年 6 月か 7 月に申立期間の国民年金保険料を納付書によりコンビニエンスストアで納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 21 年 6 月に国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、この納付書により同年同月又は同年 7 月に申立期間の保険料をコンビニエンスストアで納付したと主張しており、同年 6 月 9 日に申立人に対して納付書が発行されていることがオンライン記録で確認できるが、申立人が所持する上記の納付書には「領収日付印」が無いほか、申立人は申立期間の納付書は現在所持する領収証書以外には受け取っていないと説明している。

また、申立人が保険料を納付したとするコンビニエンスストアの本部では申立人から保険料を領収した記録は見当たらないと説明しているほか、申立人の「平成 21 年分給与所得の源泉徴収票」においても国民年金保険料は控除されておらず、申立人は 21 年の確定申告も行っていないと説明するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から53年11月までの期間、54年1月から55年12月までの期間、56年1月から60年3月までの期間、同年9月、平成元年8月及び2年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年12月から53年11月まで
② 昭和54年1月から55年12月まで
③ 昭和56年1月から60年3月まで
④ 昭和60年9月
⑤ 平成元年8月
⑥ 平成2年1月

私は、母から国民年金に加入したら国民年金保険料は納付するよう言われ保険料を納付してきた。婚姻後は、夫婦二人の保険料を妻や私が郵便局や金融機関で納付し、時期は不明だが、2年遅れで納付していたこともあった。申立期間④については、私は当該期間の領収証書を所持している。申立期間①及び②が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間③、④、⑤及び⑥の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間④を除き国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、領収証書を所持している申立期間④以外の申立期間の保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

申立期間①及び②については、申立人は当該期間直前の厚生年金保険から国民年金への切替手続きの時期に関する記憶がいずれも曖昧であり、申立期間①より前の昭和49年10月16日に厚生年金保険に加入したことにより国民年金被保険者資格を喪失し、申立期間②直後の56年1月1日に同資格を取得したことが申立人が所持する国民年金手帳に記載されているほか、当該期間当時に申立人が居住していた市が57年12月に作成した申立人の「年度別納付状況リスト」には、49年10月16日に国民年金被保険者資格を喪失して以

降、同資格を取得した記載は無く、当該期間はいずれも「無資格期間」であることが記載されており、当該期間は国民年金の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は当該期間当時に国民年金の再加入手続を行った時期に関する記憶が曖昧であり、昭和58年3月に婚姻して以降の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の62年7月に払い出され、申立人及びその妻は当該期間直後の保険料を同年同月に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、この過年度納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。また、申立人は、国民年金被保険者資格を56年1月1日に「1号」として取得したことが申立人が所持する国民年金手帳に記載されていることが確認できるが、この「1号」の表記は当該期間後の61年4月以降に使用された記号であるなど、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④については、申立人は当該期間の保険料に関する領収証書を所持しているものの、当該期間の保険料は時効経過後の納付であることを理由として、昭和62年11月12日付けの決議により当該期間翌月の60年10月の保険料に充当されていることがオンライン記録で確認でき、保険料と一緒に納付していたとする妻も同年同月付けで同様の充当処理が行われ当該期間の保険料は未納となっている。

申立期間⑤及び⑥については、申立人は当該期間直後の保険料を平成3年10月、4年4月にそれぞれ過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、3年10月の過年度納付時点では申立期間⑤は時効により保険料を納付することができない期間であり、4年4月の過年度納付時点では申立期間⑥は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、保険料と一緒に納付していたとする妻も、同様に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該期間の保険料は未納となっているなど、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から9年3月まで
私は、平成5年4月に海外留学生として来日し、19年12月に日本国に帰化した。
5年4月から9年3月までの期間は留学生であり、日本の年金制度についての知識及び国民年金の加入手続を行った記憶は無く、収入も無かった。申立期間の国民年金保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、平成9年3月に大学を卒業して、厚生年金保険適用事業所に就職して初めて年金手帳を交付され、14年1月に国民年金への加入手続を行ったが、その間、国民年金制度を知らなかったため、申立期間が国民年金の被保険者期間であることを知らず、国民年金の加入手続を行った記憶も無いと説明している。

また、申立期間は平成14年1月30日に記録追加されており、当該記録追加時点では申立期間は免除申請をすることができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

なお、申立人は留学生に対して国民年金に関する説明が無く、無収入の留学生から保険料を徴収することもおかしいとして当時の行政機関に責任があることを理由に、申立期間を免除期間とするよう記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は保険料の免除に関する関連資料及び周辺事情等に基づき訂正の可否を判断するものである。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年9月から20年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月から20年3月まで

私は、自分では国民年金の加入手続きを行っていないが、国民年金保険料納付書という封筒が平成19年10月中に届いたので、その中に入っていた1か月ごとの納付書で期日に間に合うように国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成19年10月中に届いた納付書で保険料を納付したと説明しているが、申立人が同年9月22日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより国民年金未適用者に対する加入勧奨が行われ、20年3月25日に勧奨対象者一覧が作成されたことがオンライン記録で確認でき、この作成時点で申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人に対し平成21年7月14日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、申立人には申立期間以外に未納期間が無いことから、当該納付書は申立期間に関するものであるものと推察されるほか、20年11月から21年11月までの間に保険料の収納業務受託事業者による納付勧奨も数回行われていることがオンライン記録で確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、当委員会において申立人の居住地を管轄する税務署に対し、平成19年分、20年分及び21年分の確定申告書の有無等について調査依頼したところ、19年分の確定申告書では申立人が当該年に国民年金保険料を納付していたことは記載されておらず、20年分及び21年分の確定申告書の提出記録は見当たらないとの回答であったほか、申立人の居住地である区役所に対し20年分及び21年分の課税証明書の調査依頼したところ、

申立人が当該年に国民年金保険料を納付していたことは記載されていなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から6年5月まで
私の父は、私が厚生年金保険適用事業所に入社した平成8年9月前に私の国民年金の加入手続を行い、私が20歳になった時まで遡って国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は父親が申立人の保険料を申立人が20歳に到達した時まで遡って納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成8年7月に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間直後の6年6月から8年3月までの期間の保険料は同年7月31日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認できることから、父親は申立人の国民年金の加入手続を行った時点で、時効期限内に納付することが可能な期間の保険料を納付したものと考えられるほか、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている申立人の次兄の申立期間直後の期間の保険料も申立人と同一納付日に過年度納付されており、申立期間の自身の保険料は未納となっていることが確認できるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年3月まで

私か母は、私が平成2年9月に厚生年金保険適用事業所を退職後、私の国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、自身で国民年金の再加入手続及び保険料の納付をしたのでなければ、母親が再加入手続を行い保険料を納付してくれていた可能性があるとして説明しており、国民年金の再加入手続、保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であり、母親から当時の状況を聴取することができないため当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金の記号番号が記載されているオレンジ色の手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、申立人の「被保険者となった日」が「昭和60年5月24日」、「被保険者でなくなった日」が「平成2年4月1日」と記載され、申立期間当時に居住していた区の押印が確認できるものの、それ以外の国民年金被保険者資格の得喪記録は記載されておらず、申立期間は国民年金の未加入期間で、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成 4 年 12 月までの期間及び 5 年 2 月から 9 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 11 月から平成 4 年 12 月まで
② 平成 5 年 2 月から 9 年 5 月まで

私は、昭和 63 年 11 月に婚姻届と住所変更手続を区役所出張所で行った際に、職員から「今から国民年金の保険料を納付し続ければ 300 か月となり、年金受給資格を得られますよ。」と勧められたため、それ以降の国民年金保険料は、国民健康保険料と一緒に毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当初、自身が保険料を納付しており、妻が厚生年金保険適用事業所を退職した後の平成 6 年 4 月以降の保険料も申立人が納付していたと説明していたが、途中から妻の最初の方の保険料は妻自身が納付していたかもしれないと内容が変遷しているほか、申立人が納付したとしている申立期間当初の保険料の納付額は 1 万 1,300 円であったと説明しているが、その金額は申立期間①及び②当初の保険料額と相違している。

また、申立人が申立期間当初から保険料を主に納付していたとする金融機関の支店が開設されたのは平成 2 年 11 月であることから、それ以前は当該支店で保険料を納付することができないほか、申立人は郵便局で納付した記憶は無いとしていたものの、妻が郵便局で納付したことがあると説明していることを伝えると、妻が郵便局で納付していたかもしれないと納付場所に関する説明を変更するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から42年3月まで

私は、昭和37年4月に父親が経営する厚生年金保険の適用事業所を退職して独立した時に、父親に指摘されて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入場所、保険料の納付方法、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和37年4月に国民年金に加入し、保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の44年4月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間のうち41年12月以前の期間は時効により保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月1日から45年8月1日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の役員及び同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業主及び経理担当者であった取締役は死亡しており、申立人の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚は、申立人と一緒に勤務していたが自分もA社において厚生年金保険に加入していなかった旨供述していることから、同社では必ずしも全員が厚生年金保険に加入する扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿の健康保険被保険者証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から 52 年 7 月まで

A社から引き抜きの話があり、給料は 20 万円から 25 万円であったので、それに応じ転職をしたが、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっているので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたB厚生年金基金から提出のあった申立人に係る加入員記録原簿によると、申立期間の標準報酬月額は、全て厚生年金保険の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備な点はなく、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

さらに、A社で給与計算及び社会保険の業務を担当していた者は、当時の給与計算はコンピューターで行っており、標準報酬月額の算定基礎届を提出する際は、コンピューターで作成した給与台帳を基に健康保険組合の担当者と相互確認をしていたので、届出は適正に行っていた旨供述している。

加えて、A社は平成 14 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、申立期間当時の事業主及び代表取締役は既に死亡していることから、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 13 日から同年 7 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。4か月の加入期間に対して、平成4年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料12万円は多い気がする。当該源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった平成4年分給与所得の源泉徴収票により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、申立人の平成4年分給与支払金額及び同年7月から同年10月までのA社における標準報酬月額記録から算出した保険料額とほぼ符合している。

また、A社は、現在は経営者が異なっているため当時の状況については不明と回答しており、同社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(副)の資格取得日及び標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間当時にA社に勤務していた従業員4名に照会を行ったところ、回答があった2名の入社年月とオンライン記録による厚生年金保険の資格取得月に相違があることから、同社では、当時入社して一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月まで
② 昭和 40 年 1 月から 42 年まで
③ 昭和 44 年 4 月から同年 5 月まで
④ 昭和 47 年 11 月から 48 年 5 月 15 日まで

A 法人に勤務していた申立期間①、B 社（現在は、C 社）に勤務していた申立期間②、D 県 E 市の F 駅付近の防虫剤会社に勤務していた申立期間③及び D 県 G 局（現在は、H 局）I 事業所に勤務していた申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。

各申立期間に各事業所に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 法人の代表者の私邸で家事をしていたと主張しているところ、同法人の代表者及び代表者の妻は、既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 法人の人事担当者は、昭和 36 年以降の職員名簿に申立人の氏名は無いため、申立人の勤務を確認することができないと回答している。

さらに、A 法人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①に加入記録があり、所在の判明した 9 名に照会したところ、回答のあった 7 名は、申立人を知らないとしており、このうちの 1 名は、申立人は、「代表者の家で個人的に奉職していたのではないかと。自身の家にも奉職者がいたが、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

加えて、申立人が記憶している A 法人の同僚は、所在が不明なため、同僚から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

申立期間②について、申立人が B 社での勤務について具体的かつ詳細に記憶している

こと及び同社における複数の元従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、現在のC社の人事担当者は、B社当時の資料は廃棄処分していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社の元従業員は、申立人はパートであったと思う、パートは厚生年金保険には加入していなかったと供述している。

さらに、B社に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②及びその前後の期間において健康保険の番号に欠番や遡及訂正等の不自然な記載は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、D県E市のF 駅付近にあった防虫剤会社で勤務したとしているが、当該会社の名称、事業主名及び商品名を記憶しておらず、申立人が勤務していたとする当該会社の存在を確認することができない。

また、申立人は、防虫剤会社における同僚を記憶しているが、当該同僚の所在を確認することができない。

さらに、申立人の申立期間③に係る雇用保険の加入記録を確認することができない。

申立期間④について、D県H局の総務人事担当者は、当時のI事業所の人事台帳を確認したが、当該期間に申立人の氏名は確認できず、申立人が記憶している所長又は上司の存在も確認できないと供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、D県G局に係る事業所別被保険者名簿によると、同局は昭和47年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間④においては適用事業所でないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間④に係る昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料を納付していること、及び同年4月1日から同年5月15日まで他社で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から④までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22106 (事案 10570 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 26 日から 54 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、給与から保険料控除が確認できないなどの理由で記録を訂正できないと通知を受けた。

しかし、申立期間に独立した事実が無いこと、A社で継続して取引先事業所の仕事をしていたのは間違いないので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の控えによると、その記載内容と社会保険事務所(当時)の記録は一致していること、ii) 上記決定通知書の控えには、申立人に係る健康保険被保険者証が添付された旨及びこれに対応して、同社に係る事業所別被保険者名簿にも、当該被保険者証の返戻処理がされている旨の記載があること、iii) 同社の代表者から、資格を喪失している期間において厚生年金保険料を控除することはしていない旨の供述及び同社の関係者から、申立人の独立に関する供述があったことなどから、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 7 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間に独立した事実無く、独立したのは、昭和 62 年 1 月に新しい会社を設立したときであり、会社が社会保険料を安くさせるために自分の知らない間に社会保険を喪失させていたものであり、自分の給与からは変わらずに社会保険料が控除されていたと考えられ、前回の調査では、自分の言い分が十分に第三者委

員会に伝わっていないと思うので、再度調査をして申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨主張している。

しかしながら、前回の委員会の判断の理由で述べた申立期間の独立に関して再度調査したところ、事業主の供述及び当時の関係者などの供述から判断すると、申立期間に独立をしていなかったことは確認できたものの、上記のとおり、上記通知書の控えに記載されている内容と、社会保険事務所の記録が一致していること、上記通知書の控えには、資格喪失に係る届出を社会保険事務所に提出した際に、申立人に係る健康保険被保険者証が添付されたこと、上記被保険者名簿にも、当該被保険者証の返戻処理がされている旨の記載があることなどが確認できることから、一連の事務処理に不自然さはいかたがえはない。

なお、申立人は、健康保険被保険者証は会社に預けたままで、自分では持っていないと主張しているため、上記被保険者名簿から、申立期間当時に同社において加入記録の有る複数の従業員に照会したところ、年金手帳を会社に預けていた者は確認できたが、健康保険被保険者証に関しては、申立人のように会社に預けていた者は確認できず、回答のあった全員が自分自身で保管し管理していた旨回答している。

また、A社の代表者は、申立期間当時の申立人の勤務実態及び被保険者資格を一度喪失し再度取得した理由は不明であるが、資格を喪失している期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除するようなことはしていない旨供述している。

さらに、当時の顧問社会保険労務士及び会計事務所の担当者は、厚生年金保険に未加入である従業員から保険料を控除するようなことは考えられず、A社が事務処理上に間違いをしていけば、チェックをしたときに分かるので訂正をする旨供述している。加えて、当該社会保険労務士は、社会保険を喪失させると健康保険被保険者証も返納するので、本人が知らない間に資格喪失させることは考えにくい旨供述している。

その上、事業主、同僚及び取引先事業所の担当者などから、申立人は、申立期間にA社で継続的に取引先事業所を担当して仕事をしてきたことが認められる供述があったものの、申立期間に、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがえる新たな関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、その他、当初の決定を変更すべき新たな事情は無いことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月1日から35年9月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和35年9月1日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立人の申立期間における雇用の事実等は不明である旨回答しており、また、A社における申立期間当時の事業主に照会したが、回答を得ることができず、申立人の同社における雇用保険の加入記録も見当たらないことから、申立期間の勤務状況について確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の申立期間における勤務状況等について複数の従業員に照会したところ、5人から回答を得たが、そのうち二人は申立人のことを記憶していたものの、申立人の同社における勤務期間までは記憶しておらず、残る3人のうち申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人の妻は、申立人の実弟二人の氏名を挙げ、そのうち一人が知っているかもしれないと供述している。しかしながら、一人は既に死亡しており、残る一人に照会し回答を得たものの、申立人がA社に勤務していた期間は覚えていない旨供述しているため、申立期間の勤務状況について確認することができなかった。

加えて、A社を退職後、次に勤務したC社(現在は、D社)から提出された、申立人に係る「人事情報カード」によると、申立人がA社を退職した年月は昭和34年9月と記載され、さらに、C社の入社年月日は「S35・9・1」と記載されていることが確認でき、申立人の厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月20日から44年8月31日まで
② 昭和44年10月2日から46年7月1日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人名で提出された脱退手当金裁定請求書が、申立人の厚生年金保険被保険者期間の最終事業所であるA社（現在は、B社）を管轄するC社会保険事務所（現在は、D年金事務所）に保管されており、同社会保険事務所では当該請求書を昭和46年7月13日付けで受け付け、E社を管轄するF社会保険事務所（現在は、D年金事務所）に申立人に係る被保険者資格関係事項の照会を行い、同年7月28日付けで脱退手当金裁定のために必要となる標準報酬月額等の情報を得て、その後、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行い、同年12月17日付けで支払済みとなっていることが確認できる。

また、上記の脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金裁定伺における請求期間は、申立期間であるE社及びA社にそれぞれ勤務した2回の厚生年金保険被保険者期間が対象とされており、これらのほかに勤務した4回の厚生年金保険被保険者期間については請求されていなかったことが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の項目に○印が記されている上、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、企業年金連合会が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員台帳によると、

申立人はA社在職中の昭和42年2月1日から44年8月31日までG厚生年金基金に加入していたことが確認できるが、一方、A社在職中に加入していたB社厚生年金基金の加入記録については確認できない。このことについて、同連合会は、「B社厚生年金基金は、特別脱退一時金の規定があり、その当時、（申立人は）特別脱退一時金を受けたため、連合会には、基金加入記録の引継ぎがされなかったと思われる。」と回答している。

なお、申立期間に係る脱退手当金の受給については、上記脱退手当金裁定伺に当初記載されていた送金先が、両親が居住する最寄りの金融機関に変更され、その隣に両親宅の住所が併記されていることが確認できるほか、脱退手当金裁定請求書の余白には申立人の父の名前と電話番号がメモされていることなどの事情を踏まえると、脱退手当金の受領について、申立人の父が関与していた可能性が有ることを否定できない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月3日から41年1月1日まで
② 昭和41年8月1日から42年1月31日まで
③ 昭和44年4月15日から同年9月1日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、昭和32年から初めて勤務した事業所では、脱退手当金をもらったことを覚えていたが、申立期間に係る事業所から、脱退手当金の説明は無く、自分で脱退手当金の請求手続をした記憶も脱退手当金を受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所から提出された脱退手当金裁定請求書によると、当該請求書の事業所名称欄及び所在地欄には申立期間に係る事業所の社判が押されていることが確認できることから、申立期間に係る脱退手当金の請求に申立期間に係る事業所の関与がうかがえるところ、当該請求書の公的年金の加入歴を記載する欄には、かつて申立人が勤務していた事業所名称及び所在地並びに勤務期間が記されていることが確認でき、事業所において個人の過去の公的年金の加入歴を把握することは一般的には困難であったものと考えられることを踏まえると、当該請求書の作成に当たっては、申立人の意思が介在していたものと考えられる。

また、申立期間③に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年12月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか申立期間に

係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月27日から同年5月1日まで
② 昭和28年5月1日から30年2月1日まで
③ 昭和30年2月1日から31年6月18日まで
④ 昭和31年12月16日から33年3月1日まで
⑤ 昭和33年3月1日から39年9月1日まで
⑥ 昭和39年9月1日から40年12月18日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、退職時には会社から脱退手当金について説明は無く、自分で脱退手当金の請求手続はもちろんのこと、脱退手当金を受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までに係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された昭和42年8月7日の直前の同年5月25日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されている上、申立人が申立期間④から⑥までに勤務した事業所に係る事業所別被保険者名簿等には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、前述のとおり、申立期間①から③までに係る厚生年金保険被保険者台帳において、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答した日は、昭和42年5月25日と記録されており、さらに、申立期間③及び④に係る厚生年金保険被保険者台帳において、当該期間の厚生年金保険被保険者記号番号は、同年9月1日に重複整理の手続が行われたことが記録されており、申立期間に係る脱退手当金が同年8月7日に支給決定されていることを踏ま

えると、これらの事務処理は脱退手当金の請求に併せて行われたものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から14年1月1日まで

A社に運転手として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低く記録されている。給与支給明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成4年2月から同年12月まで、5年2月から同年8月まで及び同年10月から13年12月までの標準報酬月額について、申立人が保有している給与支給明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成5年1月及び同年9月の標準報酬月額について、申立人及びA社は、当該期間の給与支給明細書を保管していないが、上記の当該期間前後の給与支給明細書から、当該期間も同水準の給与が支給され、同額の保険料が控除されていたものと推認できる。

さらに、A社は、当時の資料は保有していないが、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除はしていない旨回答している。

このほか、申立人の主張する申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の

控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22113 (事案 11440 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 8 年 12 月 1 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい旨を第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められないとの通知を受けた。今回、滞納処分票を確認したが、記載されているような事実はないので、再度調査を行い、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった(以下「全喪」という。)日以降に、遡って標準報酬月額が引き下げられていることは確認できるものの、申立人は、同社に係る商業登記簿謄本により、遡及減額訂正処理日に同社の代表取締役であったことが確認でき、滞納処分票により、申立人自身が同社の全喪処理及び上記遡及訂正処理に関与していたことがうかがえ、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正を有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、滞納処分票に記載の内容は事実と異なり、自分は上記遡及訂正処理には関与していないと主張するのみである。

また、A社の全喪日と同日に同社において被保険者資格を喪失している従業員 3 人に当時の状況等について照会したが、回答を得ることができない。

以上のことから、今回の申立人からの主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

これらのことから判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A 事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には平成 13 年 3 月 31 日まで勤務していたので、資格喪失日は同年 4 月 1 日になるはずである。申立期間の給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民健康保険組合の加入記録及び申立人が保有していた給料支払明細書により、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、A事業所は、厚生年金保険料は翌月控除だったと回答しており、申立人の資格取得月の給料支払明細書により、翌月控除であることが確認できるところ、申立人が保有する平成 13 年 4 月（平成 13 年 3 月 21 日から同年同月 31 日まで）分の給料支払明細書において、申立人の給与から退職月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A事業所は、平成 13 年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿を提出し、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 11 月 2 日から 61 年 3 月 31 日まで
② 昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 63 年 9 月 23 日から平成 3 年 2 月 1 日まで

昭和 55 年 11 月から現在まで A 社（現在は、B 社）に勤務しているが、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。

継続して勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について申立人は、A社に勤務していたと主張している。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 62 年 6 月 1 日であり、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は当時の資料を保存していないため、厚生年金保険料の控除については不明としているほか、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため供述を得ることができず、当時同社に在籍していた役員、同僚及び従業員計 15 人に照会し、4人から回答を得たものの、申立人の厚生年金保険料控除についての供述は得られない。

2 申立期間②について申立人は、A社に勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録及び他の従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 62 年 6 月 1 日であり、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は当時の資料を保存していないため、厚生年金保険料の控除については

不明としているほか、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため供述を得ることができず、当時同社に在籍していた役員、同僚及び従業員計 15 人に照会し、4人から回答を得たものの、申立人の厚生年金保険料控除についての供述は得られない。

- 3 申立期間③について、申立人はA社に正社員として勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録及び他の従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、申立期間③当時の人事資料等を保存しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない旨回答しているほか、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため供述を得ることができず、当時同社に在籍していた役員、同僚及び従業員計 15 人に照会し、4人から回答を得たものの、申立人の厚生年金保険料控除についての供述は得られない。

また、オンライン記録によれば、申立人は昭和 63 年 9 月 23 日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失したと記録されているとともに、社会保険事務所（当時）が申立人に係る健康保険証を同年 9 月 30 日に回収したと記録されている。

さらに、上記回答者のうち一人は、入社と同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、他の一人は、入社してから 6 か月後に厚生年金保険に加入したと供述しているほか、もう一人は勤務していた期間の一部について、給料の手取額を増やすため厚生年金に加入しなかったと供述しており、同社では従業員により厚生年金保険について異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月27日から同年8月29日まで
A社B工場に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同工場に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社B工場に継続して勤務していたと主張している。
しかし、A社は当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る勤務については不明である旨回答している。

また、申立人は上司や同僚の名前を記憶していないため、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録を有する従業員のうち42人に照会したところ、29人から回答を得られたが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録を有する従業員のうち10人の厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿について調査したところ、二人が、同工場で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、再び同工場において被保険者資格を取得しており、申立人と同様に空白の期間を有していることが確認できる上、このうち一人は、個人的な事情により一時的に同工場での仕事を休んだ旨の供述をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月1日から59年4月2日まで

A社に勤務した期間のうち、B社（現在は、C社）から異動した昭和58年8月1日から59年4月2日までの申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

A社は、B社の一部署が独立してできた会社であり、B社から異動した後も、実質的には職場や業務内容に変更は無く、B社で勤務していたときと同様に厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年8月1日からB社に勤務し、58年8月1日に同社から一部署が独立してできたA社へ異動し、申立期間は同社に勤務したものの、B社に勤務していたときと就業場所や業務内容に変更は無かったことから、給与明細書など当時の厚生年金保険料の控除等を証明する資料は持っていないものの、A社に勤務した申立期間についても、厚生年金保険に加入していたと主張している。

このうち、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び申立人と同時期にB社からA社へ異動した同僚の証言から認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和59年4月2日であり、同社は、申立期間当時、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社の承継会社であるC社は、「申立期間に係るA社の決算報告書、同整理資料及び申立人と同時期に同社へ異動した同僚から入手した支給明細書等から判断して、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前である申立期間については、従業員から健康保険料及び厚生年金保険料を給与から一旦は控除したものの、翌月以降に当該同僚と同様に従業員へ返金しており、申立人に対しても同様に、申立期間については給与から一旦は厚生年金保険料を控除した可能性があるものの、翌月以降に返金しているはずであ

る。」と回答している。

このことについては、上記C社から提出された当該決算報告書、同整理資料及び上記同僚の支給明細書等から判断して、申立人についても、申立期間の厚生年金保険料を給与から一旦控除されたものの、翌月以降に返金されたと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から47年7月1日まで
昨年、日本年金機構からはがきが来て、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。しかし、脱退手当金が支給されたとされる時期には外国に住んでいたため受給できなかつたので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和47年11月20日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

また、本件については、年金事務所から本件申立書が当委員会に転送されてきた後、申立人に対して、脱退手当金を受給していないとする申立ての理由等の詳細について確認等を行うために、質問調査票の送付及び電話照会を再三行ったが、申立人からの回答及び応答は無く、しかも、申立人は、途中から当該文書の受取も拒否しているため、申立人から申立理由等の申立内容の詳細を確認することができない。

そこで、本件申立書に記載されている申立人が脱退手当金を受給していないとする理由である「申立期間に係る脱退手当金が支給されたとされる時期には外国に住んでいたため受給できなかつた」とする点について確認するため、法務省B入国管理局に、申立人の申立期間当時の出入(帰)国の状況を照会したところ、同局は、保管している昭和48年4月1日以降の出入(帰)国記録において、申立人が申立期間の次に勤務したC社に入社した同年7月1日までの間には、申立人に係る出入(帰)国記録は見当たらないと回答している。このため、申立人については、昭和48年4月1日から同年6月30日までの期間において外国に住んでいたとは考えられず、また、47年7月1日から48

年3月31日までの期間についても、外国に住んでいたことを確認できない。仮に、申立人が、A社を退職した47年6月30日以後出国していたとしても、遅くとも48年3月31日までには帰国しており、短期の滞在であったものと考えられ、しかも、申立人の脱退手当金の支給記録がある47年当時も脱退手当金の海外への送金や代理人への委任による受給も可能であったことから、外国にいたことをもって脱退手当金を受け取れなかったとは言えない。

加えて、申立人は、申立期間の前に勤務したD社に係る厚生年金保険被保険者期間については、既に脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月1日から49年8月1日まで
65歳のときに年金の受給手続をした際、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。申立期間に勤務したA社を退職した後、B社会保険事務所（当時）に行き申立期間に係る脱退手当金の請求手続をした。その後、同事務所から電話で支給決定通知を受けたが、知人から脱退手当金は受給しない方が良いとのアドバイスを受け、後日同事務所に受給しない旨の電話連絡を行い、その場で了解してもらった。このため、申立期間に係る脱退手当金は受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、「その請求を行い、支給決定通知をもらったが、夫が経営する喫茶店に来ていた青色申告会の人から、受給しない方が良いとのアドバイスを受け、B社会保険事務所に受給しない旨の電話連絡を行い、その場で了解してもらった。また、その際、同事務所の担当者からは、脱退手当金請求の取下書や被保険者証の提出及び支給決定通知書の返還は求められなかった。」と主張している。

しかし、日本年金機構では、脱退手当金支給決定後に、請求者から脱手受給を取りやめる旨の意思表示があった場合の取扱いについて、「申立期間当時も、社会保険事務所（当時）では、当該意思表示が口頭（電話を含む。）であった場合、支給決定を取り消すための決裁手続を行うため、また、その後のトラブルを回避するため、当該意思表示をした者から脱退手当金請求の取下書を提出してもらうとともに、被保険者証の再提出及び支給決定通知書の返還を求め、当該被保険者証については「脱」表示の訂正を行った上で同人に返却することとなっており、このような手続を行わず、電話のみで当該意思表示を了解することはあり得ない。」と説明しており、申立人が当該脱退手当金の支給決定を口頭で取り消し、これを社会保険事務所が請求取下書等の提出も求めず了解したとは考え難い。

また、申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和49年8月26日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から11年11月1日まで
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それより前の標準報酬月額と比較して低くなっている。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年4月1日から9年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、4年4月から6年10月までは53万円、同年11月から9年4月までは59万円と記録されていたところ、同年5月6日付けで、4年4月に遡って、11万円に減額訂正されており、9年9月まで継続していることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間及び上記減額訂正が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社に係る申立期間の社会保険料の滞納処分票は無いものの、同社が保険料納付を口座振替しているB信用組合C支店から提出のあった当座勘定元帳によれば、A社は平成7年1月4日の口座振替分以降、11年11月30日に保険料の口座振替の記載がされるまで口座振替の記録が無く、同社において保険料の滞納があったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「時期ははっきりしていないが、A社役員会で、社会保険料の未納があり、1年くらいで清算するよう社会保険事務所（当時）から指示があった旨の報告を受けたが、1年では無理だと思った。」と供述しており、当時、同社に保険料の滞納があったことを認めている。

加えて、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「時期は覚えていないが、社会保険料の納付が滞り、当時の社会保険事務所に担当部長が相談に行き、厚生年金保険からの

脱退を勧められてその準備をしたこともあった。結局脱退は免れたが、保険料を減額するために代表者の標準報酬月額の変更の指示が出たと思う。」旨供述しており、A社のオンライン記録では遡って標準報酬月額が減額されているのは申立人のみであることから、上記担当の供述と一致する。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正を行いながら、当該処理を有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

次に、申立期間のうち、平成9年10月1日から11年11月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成9年10月）で11万円と記録されているところ、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

一方、申立人は、「申立期間に係る人事記録、賃金台帳等の書類については保存していない。A社を縮小したときに社会保険の書類を保管する場所がなくなり処分した。」旨供述しており、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月2日から21年4月1日まで
A社B支店（後に、C公団D支部）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務をしていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を有することが確認でき、かつ、申立期間後に申立人と同様にC公団D支部において被保険者資格を取得している者のうち、さらに、申立人より提出のあったA社OB会会員名簿に氏名が記載されている19人のうち、所在が判明した元従業員5人に申立人の申立期間の勤務について照会したところ、一人の従業員から回答があり、申立人が申立期間において当該支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は昭和22年7月*日に解散しており、C公団も昭和25年8月*日に解散していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22134 (事案 785 及び 786 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月頃から 35 年 5 月頃まで
② 昭和 35 年 5 月頃から 39 年 4 月 16 日まで
③ 昭和 40 年 8 月 2 日から 41 年 9 月頃まで

平成 19 年に、A 社に勤務した昭和 34 年 4 月から 36 年 10 月 1 日までの期間について、この間の厚生年金保険の加入記録が無いと第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

この A 社に勤務した期間は、よく考えると、昭和 34 年 4 月頃から 35 年 5 月頃まで (申立期間①) であったと思うし、このことは、当時の事業主の息子 (現在の事業主) と当時一緒に勤務していた同僚二人に聴取してもらえば分かるはずであるので、これらの者から当該期間における勤務状況を聴取し、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、上記平成 19 年の申立てにおいては、A 社の次に勤務した B 社における昭和 36 年 11 月 1 日から 39 年 4 月 16 日までの勤務期間についても、この間の厚生年金保険の加入記録が無いと第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

この B 社に勤務した期間については、よく考えると、申立期間①の A 社を退職した昭和 35 年 5 月頃から、同社における厚生年金保険の加入記録のある期間も含め、B 社における加入記録のある前の 39 年 4 月 16 日まで (申立期間②) であったと思うし、このことは、B 社で当時一緒に勤務していた同僚 3 人に聴取してもらえば分かるはずであるので、これらの者から当該期間における勤務状況を聴取し、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

さらに、これまでは申立てを行っていなかったが、B 社については、同社における

厚生年金保険の加入記録がある昭和 40 年 8 月 2 日までの期間の後も、C社における加入記録がある前の 41 年 9 月頃まで引き続き勤務したので、この期間（申立期間③）について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に関しては、申立人は、平成 19 年に、A社に昭和 34 年 4 月から 36 年 10 月 1 日まで勤務したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨申し立てているが、i) 当時の同僚の証言から、申立人が、当該期間のうち、おおむね昭和 36 年以降の期間については、同社に勤務していたことは推認できるものの、35 年以前の期間については、同社に、勤務状況を確認できる資料等が一切残っておらず、かつ、同僚の証言も得ることができないため、勤務が確認できないこと、ii) 同社では入社後一定期間が経過してから厚生年金保険の加入手続を行っていたものと推認されることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、当該期間に係る年金記録の訂正は必要でないとする平成 20 年 10 月 29 日付けの通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の当該決定に納得できない上、A社に勤務していた期間は、よく考えると、前回申し立てた期間と異なり、昭和 34 年 4 月頃から 35 年 5 月頃までであると思うとして、当時の事業主の息子（現在の事業主）及び当時一緒に勤務していた同僚二人の名前を挙げて、これらの者から聴取することにより、申立人の同社における勤務が確認できるはずなので、これに基づき、年金記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、上記 3 人のうち、一人は既に死亡しており、また、他の二人からも、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたという新たな証言は得られず、当委員会の上記決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②に関しては、申立人は、平成 19 年に、B社に昭和 36 年 11 月 1 日から 39 年 4 月 16 日まで勤務したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨申し立てているが、i) 同僚等の証言から、同社に当該期間において勤務していたことは推認できるものの、同社の関係者は、当時は、事業主の判断に基づき、従業員ごとに試用期間を設け、厚生年金保険の被保険者の加入手続を行っていたと推認できること、ii) 申立人と共に駅伝大会（昭和 37 年 11 月 23 日）に参加した同僚も、参加当時、厚生年金保険の被保険者ではなく、入社後、数年を経て厚生年金保険の被保険者になっていることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、当該期間について年金記録の訂正は必要でないとする平成 20 年 10 月 29 日付けの通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の当該決定に納得できない上、B社に勤務していた期間は、よく考えると、前回申し立てた期間と異なり、申立期間①のA社を退職した昭和

35年5月頃から、A社の加入記録のある期間も含め、B社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した39年4月16日までであると思うとして、B社で当時一緒に勤務していた同僚3人の名前を挙げて、これらの者から聴取することにより、申立人の同社における勤務が確認できるはずなので、これに基づき、年金記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、前回、同僚等の証言から勤務が推認できた昭和36年11月1日から39年4月16日までの期間を除く、35年5月頃から36年10月までの期間については、上記同僚3人から聴取したが、申立人がB社に勤務していたことは確認できなかった。しかも、同社は、既に昭和43年8月2日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、同社及び当時の事業主から、申立人の当該期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。そこで、他の従業員にも照会したが、申立人が当該期間にB社に勤務していたことは確認できなかった。

また、昭和36年10月1日から同年11月1日までの期間については、A社において加入記録が有ることから、B社に勤務していたことは考えられない。

さらに、昭和36年11月1日から39年4月16日までの期間については、当委員会の前回の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

これらのことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②（昭和36年10月1日から同年11月1日までの期間を除く。）に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③については、申立人は、平成19年の申立てにおいては申立てをしていなかったが、B社で加入記録のある昭和40年8月2日までの期間の後、C社において厚生年金保険の資格を取得した41年10月の直前まで、引き続きB社に勤務したので、申立期間③について厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てている。

しかし、B社は、既に昭和43年8月2日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、しかも、当時の事業主も死亡しているため、同社及び当時の事業主から、申立人の申立期間③における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人がB社において一緒に勤務していたとして名前を挙げた上記3人の同僚や申立期間③に加入記録のあるその他の複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間③に勤務していたことを確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間③における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月20日から35年8月1日まで
平成22年6月に年金事務所から年金記録の回答書もらった際に、A社に勤務していた期間が脱退手当金の支給済期間となっていることを初めて知った。しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和35年12月23日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年8月1日の前後各3年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む5人全員に支給記録が確認でき、5人とも厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求したものと考えられる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年8月1日から約5か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求した記憶も受給した記憶も無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月17日から43年3月1日まで
② 昭和43年9月1日から45年7月1日まで
③ 昭和45年7月1日から46年1月16日まで

平成21年9月頃、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際に申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。脱退手当金を請求した記憶ももらった記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立人が申立期間③に勤務したA社B支店を退職後の昭和46年6月30日に申立期間①、②及び③に係る脱退手当金が支給決定されている記録があるところ、同支店に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である46年1月16日から約5か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求した記憶も受給した記憶も無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22137 (事案 8369 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 10 月 24 日から 20 年 9 月 18 日まで
申立期間を対象として支給されたとする脱退手当金について、請求した記憶も、受給した記憶も無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さは無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、A社は、昭和 20 年 8 月 15 日の終戦で即時解散となり B 市 C 町の親元へ帰郷したので、脱退手当金を請求できる状況になかった。もう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間において勤務していたA社に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、支給日や支給金額に加えて支給の根拠となる該当条文などの具体的な記載があるなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする平成 22 年 4 月 7 日付けの通知が行われている。

今回、申立人は、終戦によりA社は即時解散し、自分は帰郷したので、同社を管轄するD社会保険出張所(当時)には脱退手当金を請求できる状況になかったという前回と同様の理由により、前回の審議結果に納得できないとし、再度申し立てているが、申立人の帰郷地は、同社が存在したE市と同じ県内のB市であり、D社会保険出張所まで出向くのが困難な場所であったとは言えず、また、そもそも脱退手当金の請求手続は、居住地に最寄りの社会保険出張所(当時)でも可能であったことから、請求できる状況になかったとはいえない。

このほか、申立人からは新たな資料等の提出も無く、当委員会の当初の決定を変更す

べき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22138 (事案 6448 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 17 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 49 年 9 月 1 日から同年 9 月 6 日まで

平成 21 年に、申立期間①及び②に勤務した A 社における厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、A 社には、昭和 37 年 5 月 17 日に入社し、49 年 9 月 5 日までずっと勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。新たな資料等はないが、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る前回の申立てについては、i) 申立人は、A 社に入社した時期は定かではないと供述している上、同社の被保険者名簿で確認できる従業員からも、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことを確認できなかったこと、ii) A 社では、当時の人事記録等が残っていないため、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答していること、iii) A 社及び上述の従業員は、「当時、入社後 1 か月前後の試用期間があり、当該期間については厚生年金保険に加入させない取扱いだった。」と供述しており、このことは、被保険者名簿の記録において、当該従業員が入社したと記憶している日から、おおむね 1 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることからもうかがえることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする平成 22 年 1 月 27 日付けの通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、A 社への入社日を昭和 37 年 5 月 17 日と特定し、申立期間①について、新たな資料等はないが、厚生年金保険の被保険者であった

ことを認めてほしいと主張している。

しかしながら、申立人のA社への入社日が、申立人の主張する昭和37年5月17日であることを同社や同社の従業員等から確認することはできなかったほか、申立期間①に係る当委員会の上記決定を変更すべき新たな資料及び事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②に係る前回の申立て（昭和49年8月31日を除く。）については、i) A社の当時の代表者は、申立人の退職日は49年8月31日であると記憶している旨供述している上、同社の被保険者名簿で確認できる従業員からは、申立人の申立期間②に係る勤務状況及び退職日等について供述を得ることができなかったこと、ii) 申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人の離職日は49年8月31日とされていることが確認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする平成22年1月27日付けの通知が行われている。

申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、申立期間②について、新たな資料等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと主張している。

しかしながら、申立期間②に係る当委員会の上記決定を変更すべき新たな資料及び事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22139 (事案 18928 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月1日から40年2月1日まで
② 昭和40年2月2日から46年1月1日まで

申立期間に係る脱退手当金については、受け取った記憶は無いので、受け取っていないことを認めてほしいと平成22年10月に第三者委員会に申立てをしたが、A社において代理請求の可能性が高いこと及び一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどの理由により記録訂正できないと23年7月に通知があった。

しかし、代理請求の可能性が高いとした通知内容に納得することができない。新たな証拠は無いが、脱退手当金は受け取っていないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間②において勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者の支給記録及び当該支給記録の有る者の供述を踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられること、ii) 上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする平成23年7月27日付けの通知が行われている。

今回、申立人は、やはり申立期間に係る脱退手当金は受給していないので、上記通知に納得できないとして、再度支給記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、申立人から新たな資料等の提出は無い上、当委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月1日から2年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立人の退職日は、平成元年9月1日である。」旨供述している上、同社から提出のあった、平成元年6月分から同年10月分までの給与台帳によれば、申立人に対する給与額は、同年6月分から同年8月分までは記載されているが、同年9月分及び同年10月分では申立人の氏名が記載されておらず、申立期間における給与の支払が確認できない。

また、申立人がほぼ同時期にA社を退職したと記憶している元同僚は、「申立人は、私が退職した平成2年12月末には既に退職していたが、いつ頃まで勤務していたか記憶していない。」旨供述していることから、申立人の申立期間における勤務が確認できない。

さらに、オンライン記録によると、遡って記録が訂正されるなど、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然な点は見当たらない。

なお、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月 1 日から 55 年 10 月 21 日まで

A社(後に、B社。現在は、C社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における資格取得日は昭和 50 年 1 月 7 日となっていることから、申立人は、申立期間のうち、同日から同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の経理担当の元従業員は、事業主は従業員によって厚生年金保険に加入させたり、加入させなかったりがあったように思うと供述しているところ、複数の元従業員の供述及び同社に係る事業所別被保険者名簿によると、従業員が記憶している入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日とは一致していないことから、同社では必ずしも入社日から厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立期間当時のA社の元事業主及びB社の元事業主に照会したが回答は無く、C社では、保存されている申立期間当時の資料には申立人の記録は無いと回答していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿及び厚生年金保険手帳記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日は一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 3 月 1 日から 18 年 5 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与から社会保険料が控除されており、源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社における申立人の同僚の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 17 年 6 月 1 日であり、申立期間のうち、同年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日までは適用事業所となっていない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に照会したが回答は無く、元従業員及び申立人の同僚は、同社での厚生年金保険加入の取扱いについては不明であるとしており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様に営業を担当していたとする従業員及び経理を担当していたとする取締役が、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できることから、A社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人から提出された平成 17 年分給与所得の源泉徴収票及び給与振込口座の給与振込額等からは、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを推認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月から35年7月末日まで
A事業所（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における勤務状況に関する供述は具体的であり、同事業所の当時の事業主が供述する業務内容とも一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料が保管されていないことから、申立人の勤務状況及び申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明であると回答している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の複数の従業員に照会したものの、申立人を記憶している者がいないことから、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人は、C社を退職後にA事業所に勤務したと供述しているが、オンライン記録及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和34年7月1日から35年2月20日までは同社における厚生年金保険の被保険者期間となっていることが確認できる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険の番号に欠番は無く、記載に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月から31年10月まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る具体的な供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、適用事業所名簿によると、厚生年金保険の適用事業所であった期間は昭和29年7月1日から31年1月30日までであり、申立期間のうち、28年11月から29年6月30日まで及び31年1月31日から同年10月までは適用事業所となっていない。

また、A社の事業主の所在は不明であり、申立期間当時の複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、健康保険の番号の欠番は無く、不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年2月16日から22年9月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。70歳になったときに事業主から厚生年金保険の継続加入手続をしておくとの説明され、給与から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険被保険者に係るオンライン記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は申立期間もA社に継続して勤務していたことは認められる。

また、上記給与明細書により、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、申立期間は、申立人が70歳に到達した平成21年*月*日以降の期間で、厚生年金保険法第9条の規定に基づく被保険者とはならない期間であるが、厚生年金保険法附則第4条の3の規定によると、適用事業所に使用される70歳以上の者であって、老齢厚生年金、国民年金法による老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定める給付の受給権を有しないものは、厚生年金保険法第9条の規定にかかわらず、社会保険庁長官（当時）に申し出て被保険者（以下「高齢任意加入被保険者」という。）となることができるとされている。

また、申立人は、70歳になったときに、事業主から厚生年金保険の継続加入手続をしておくとの説明を受けたが、事業主が厚生年金保険料の負担に同意をしなかったため、給与支給日に給与明細書から控除されている厚生年金保険料額と同額の金額を事業主に渡していた旨供述している。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の高齢任意加入被保険者受付簿に申立人の記載は無く、また、厚生年金保険法施行規則第5条の2第2項の規定により、厚生年金保

険高齢任意加入被保険者資格取得申出書に生年月日に関する市区町村長の証明書又は戸籍の抄本を添付することとされているが、申立人は、これらの添付書類を事業主に提出した覚えは無いと供述しており、申立人に係る厚生年金保険高齢任意加入被保険者資格取得の申出を確認できない。

また、A社の申立期間当時の事業主は所在が不明であり、事業主が申立人に係る高齢任意加入被保険者資格取得の届出を行ったか否かについて確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。